

各地で最高気温の記録を更新するなど、今年の夏は酷暑という言葉がぴったりの夏です。もしかするとこの暑さ、地球温暖化が進行しているからかもしれません。今回のお話ですが地球温暖化防止にも関係があり、**来年の1月からスタートする自動車リサイクル法**についてご紹介したいと思います。このところNOX・PM法、八都県市ディーゼル車規制など車に関する法律が続いて施行されていて、「またか!」と思うひとも多いとおもいますが、環境保全のためには、しかたがないことかもしれません。

自動車リサイクル法の話

自動車リサイクル法ってどんな法律

ゴミを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、車のリサイクルについて車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

1.車の所有者(最終所有者) リサイクル料金の支払い(新車登録時、継続車検時、廃車引渡し時)

自治体に登録された引取業者への廃車の引渡し。

2.引取業者 最終所有者から廃車を引き取り、フロン回収業者又は解体業者に引き渡す。

3.フロン類回収業者 フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。

自動車リサイクル法の目的

1.シュレッダーダスト(車の解体・破碎後に残る廃棄物)の削減・再資源化

現在、年間約400万台廃車されており、このうち総重量の80%がリサイクルされていますが、残り20%がシュレッダーダストとして埋立処分されています。現在、最終埋立処分場の残りが少なくなっており、埋立処分量を減らす必要に迫られています。

2.不法投棄の防止

現在、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により車を廃車する際に、処分費を払って引き渡す状況が進んでいます。道路わきにタイヤや部品が外れた車を目にする事がありますが、たぶん車を廃車する処理費払うのがバカらしく、不法投棄されたものと思います。不法投棄も今や重大な問題です。

3.フロンガス類・エア・バック類の適正処理

車のエアコンには冷媒としてフロンガスが充填されており、きちんと処理されないとオゾン層破壊や地球温暖化を引き起こしてしまいます。又エア・バックは一種の爆発物のようなもので処理には危険が伴い、専門的な対応が必要です。フロンガス・エア・バックとも適正な処理が必要になります。

自動車リサイクル法の対象外となる車両

被けん引車、二輪車(原動機付自転車、側車付きのものも含む)、**大型特殊自動車**、小型特殊自動車
その他(農業機械、林業機械、スノーモビル、公道を走らないレース用自動車など) **ラフタークレーン**は対象外です。
以上の車を除くすべての車が対象です。 **トラック・バスの大型車や8ナンバーの特種車も対象です。**

リサイクル料金の支払時期

新車 → 購入時 (2005年1月以降に新車を購入する場合)

現在使用中の車 → 継続車検時 (2005年1月以降の最初の継続車検時)

車検を受けずに廃車する車 → 引取業者に引き渡す時 (2005年1月以降、車を廃車にする場合)

リサイクル料金

リサイクル料金は、シュレッダーダストの発生見込量、エア・バック類の個数・取外しやすさ、フロン類の充填量などを踏まえ、自動車1台ごとに自動車メーカー・輸入業者が設定します。7/30に自動車大手5社からリサイクル料金の発表があり、軽自動車を除いた乗用車の現行モデルでは、9,000円～16,000円となっています。

リサイクル券

リサイクル料金を支払った証明に発行される書面がリサイクル券です。2005年2月1日以降に登録・車検を受けようとする際、リサイクル券が必要になります。リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに大切に保管する必要があります。

車の売買した場合の取扱い

1.中古車を売買した場合

リサイクル料金を支払ってある車を売る場合、車の譲渡に合わせて、リサイクル券も一緒に渡すことになります。その際、新しい車の所有者はリサイクル券に記載されているリサイクル料金を旧所有者に支払わなければなりません。

2.中古車を輸出した場合

輸出した自動車の所有者は、リサイクル券に記載されている預託金の取り戻しを資金管理法人に請求することができます。取り戻しを請求するには、輸出許可書・船荷証券(各車台番号が記載されたもの)輸出抹消仮登録証明書などの添付書類が必要です。

リサイクル料金の内訳

資金管理料金
情報管理料金
フロン類料金
エア・バック類料金
シュレッダーダスト料金

先にもお話ししたように、7/30によろやく自動車大手5社がリサイクル料金が発表されるなど、まだまだ詳細が決まっていない部分がありますが、来年の1月から自動車リサイクル法はスタートします。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。